

各サービスの基準省令により、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできません。
※国通知（抜粋）（令和3年2月8日付厚生労働省老健局高齢者支援課他事務連絡）

「解釈通知において、提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合とされています。」

介護サービス事業所におかれましては、感染防止対策を徹底した上で、必要な介護サービスが継続的に提供されるようお願いします。

4. その他

過去、国から通知された「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」は、下記の厚生労働省のHPでまとめて閲覧できます。

※詳しくは以下のURLを参照してください。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

【問い合わせ先】

神戸市福祉局監査指導部

（居宅通所指導担当） 078-322-6326

（施設指導担当） 078-322-6242